

感染症の感染拡大防止について

1 入札時

(1) 入札関係書類の請求及び提出

入札関係書類は、国税庁の[公売情報ホームページ](#)からダウンロード、又は公売担当に電話で請求することもできます。

入札関係書類の提出は、郵送又は信書便による送付も可能です。

(2) 公売保証金の提供

公売保証金は、[インターネットバンキング](#)を含めた各金融機関を利用して提供することができます。

2 開札時

(1) 入庁時

さいたま新都心合同庁舎 1 号館では、感染症感染拡大防止の観点から、来庁者の方へ入庁時の検温を実施しております。

[マスクの着用をされていない場合及び検温時に発熱（37.5 度以上）が確認された場合は、入庁をお断りさせていただきます。](#)

(2) 公売会場

公売会場では、来場者の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い、うがい、マスクの着用を励行しております。

また、公売会場の受付には、アルコール消毒液を設置しております。

[来場される場合には、手洗い、マスクの着用及びアルコール消毒などの感染予防をお願いします。](#)

(3) 次順位買受申込者への申込みの意思確認

次順位買受申込者に該当する方には、公売会場にて、次順位買受申込の有無の意思確認を行います。

そのため、[公売会場にいない場合は、入札書に記載された連絡先に電話にて、次順位買受申込の有無の意思確認を行います。](#)

3 開札後

(1) 開札結果

開札の結果、最高価申込者の方の氏名及び最高入札価額を公告します。

開札の結果は、[開札日の翌日から国税庁の公売情報ホームページ「入札結果一覧」](#)でご確認いただけます。

また、[開札日の 13 時以降には電話によるお問い合わせも可能です。](#)

(2) 買受代金の納付

買受代金の納付の際は、公売保証金と同様に、[インターネットバンキング](#)を含めた各金融機関を利用し、納付できます。

関東信越国税局公売

(期 間 入 札)

公売の日時及び場所等

1 公 売 公 告	第9号
2 入 札 期 間	令和4年 1月13日(木) から 令和4年 1月20日(木) まで (期間内必着)
3 入 札 書 提 出 先	〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第二課 公売担当
4 公 売 保 証 金 の 提 供 期 間	令和4年 1月13日(木) から 令和4年 1月20日(木) まで (期間満了までに入金の確認ができない入札は無効です。)
5 陳 述 書 の 提 出 期 間	令和4年 1月13日(木) から 令和4年 1月20日(木) まで (期間満了までに出ない入札は無効です。)
6 開 札 日 時	令和4年 1月25日(火) 午前10時00分
7 開 札 の 場 所	関東信越国税局
8 売却決定の日時	令和4年 2月15日(火) 午前 9時00分
9 売却決定の場所	関東信越国税局
10 代金納付期限	令和4年 2月15日(火) 午後 2時00分

追加入札の日程

1 入 札 期 間	令和4年 1月31日(月) から 令和4年 2月 2日(水) まで (期間内必着)
2 開 札 日 時	令和4年 2月 4日(金) 午前10時00分
3 売却決定の日時	令和4年 2月15日(火) 午前 9時00分
4 代金納付期限	令和4年 2月15日(火) 午後 2時00分

入札される方へ

1 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。

(1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

(2) 公売財産の明細に記載されている情報以外は回答できません。

(3) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。

(4) 執行機関（国）は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合、不動産内にある動産の処理及び鍵の引渡しなどは、全て買受人の責任において行うことになります。

(5) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。

(6) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

2 入札手続などは、「公売のしおり」(期間入札)をご覧ください。

3 公売に係る国税の納付による公売の中止（買受代金の納付前まで）や災害発生、感染症の流行などのやむを得ない理由により公売を中止する場合があります。

入札書提出前に公売中止の有無を国税庁の公売情報ホームページ（以下「公売情報」という。）にてご確認していただくか、国税局公売担当（以下「公売担当」という。）までお問い合わせください。

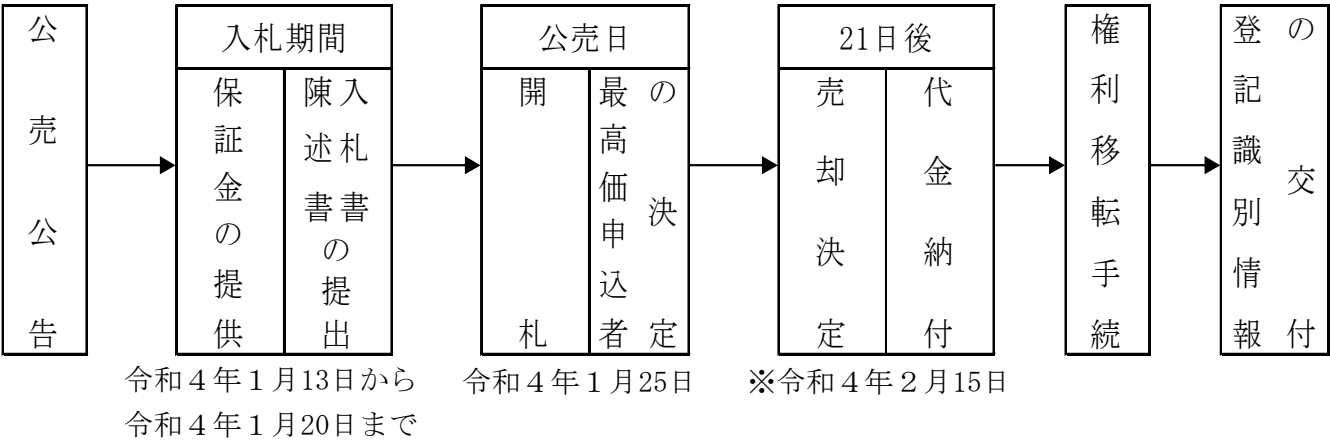
【お問い合わせ先】

関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第二課（公売担当）

電話 048-600-3111 内線 2592・2593

公売のしおり（期間入札）

I 公売手続の流れ



※売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

II 買受人の制限

原則として、定められた公売保証金を提供すれば、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が不動産の場合、公売財産の入札時に「陳述書（別紙含む。）」の提出がない者及び暴力団員等に該当する者（暴力団員に該当する者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）
- (4) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）

Ⅲ 入札手続

1 関東信越国税局への提出書類

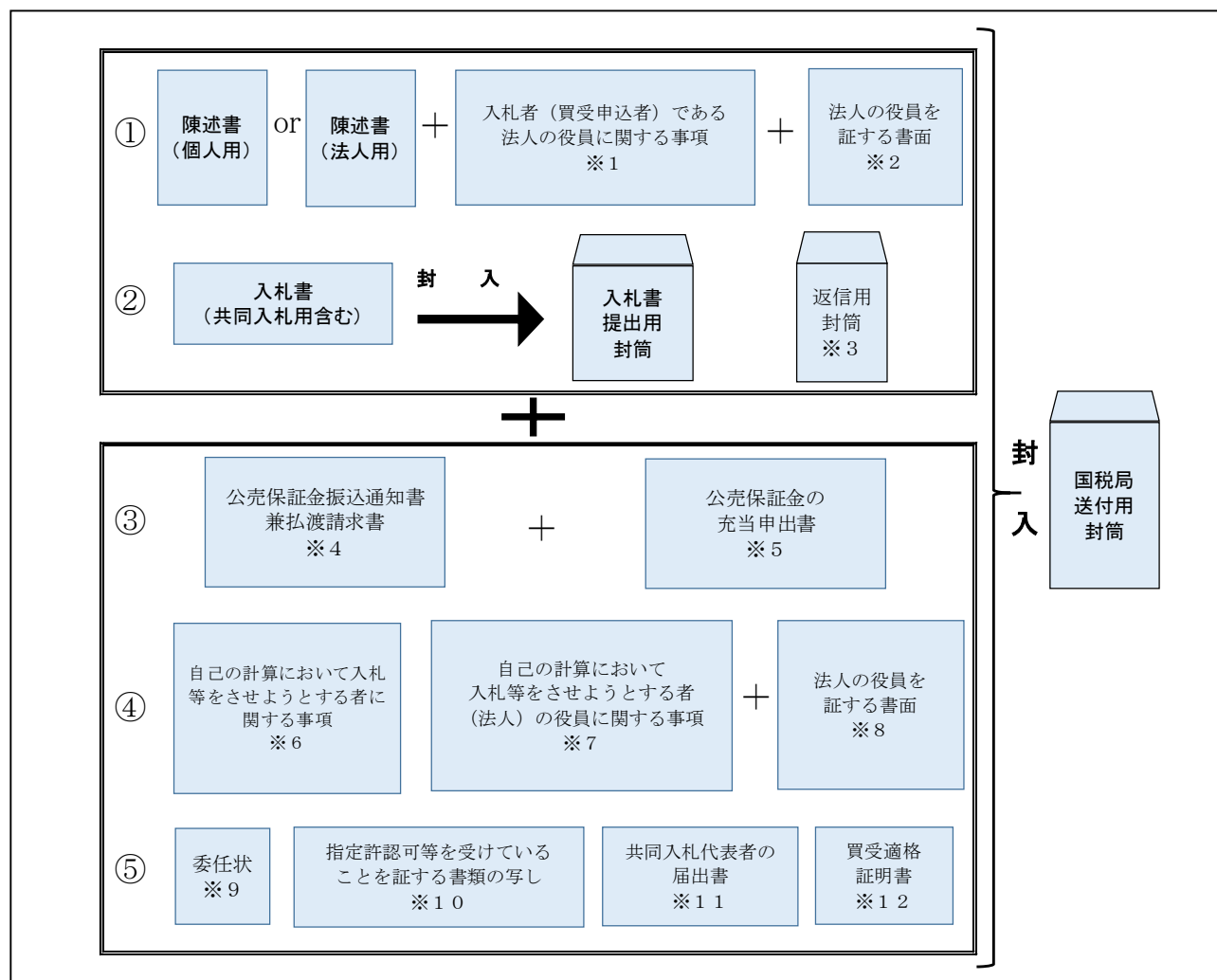
入札に当たっては、次の書類が必要となります。

複数の売却区分を入札される場合は、売却区分番号ごとに提出書類をクリップ等で留めて、区別できるようにしてください。

様式は、一部を除き、公売情報からダウンロードすることができます。

また、公売担当にご連絡いただき、様式を請求することもできます。

入札書等の必要書類の提出



①及び②は必須書類、③～⑤の書類は、公売財産及び入札者に応じて提出してください。

※1 及び※2 入札者が法人の場合に提出

※3 入札書提出用封筒受領証が必要な場合に提出

※4 及び※5 公売保証金の提供を要する公売財産の場合に提出

※6 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合に提出

※7 及び※8 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合に提出

※9 個人の場合は本人以外、法人の場合は代表者以外が公売に参加する場合に提出

※10 指定許認可等を受けている事業者が入札する場合に提出

※11 2人以上の共同で入札する場合に提出

※12 農地につき買受適格証明書の提出が必要な公売財産の場合に提出

2 公売保証金の提供

公売保証金の提供を要する公売財産については、「入札書」の提出前に、次のとおり公売保証金の提供が必要となります。

(1) 提供方法

公売保証金は、以下の方法により提供してください。

イ 金融機関（インターネットバンキングを含む。）を利用して、国税局が指定した預金口座に振り込む方法

なお、振込みによる場合は、入札を予定する売却区分番号ごとに公売保証金を振り込まなければなりません。

ロ 現金又は小切手（銀行若しくは信用金庫振出しのもの、又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を国税局に直接持参する方法

(2) 提出書類

公売保証金を振り込んだ場合は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠で囲まれた部分を記載の上、金融機関から交付された振込金受取書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼付し、提出してください。

インターネットバンキングを利用した場合は、振り込んだ旨を確認できる画面等を出力の上、貼付してください。

公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送します。

(3) 公売保証金の充当申出書

提供した公売保証金を買受代金の一部に充当したい場合は、「公売保証金の充当申出書」を併せて提出してください。

3 陳述書の提出

(1) 「入札者」の区分に応じた「陳述書」を提出してください。

なお、「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。

(2) 「陳述書」には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「陳述書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな「陳述書」を作成してください。

(3) 法人が入札される場合、「陳述書」の他、「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

なお、法人の役員を証する書面について、商業登記簿に係る登記事項に変更が生じている場合は、変更の登記後の、最新の情報が記載された発行後3か月以内のものを提出してください。

(4) 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

イ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

都道府県または国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

法務省が発行する許可証等

(5) 「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

また、提出した「陳述書」は、入札期間内であっても、訂正や追完はできません。

そのため、提出した「陳述書」に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。

再提出が必要な方には、公売担当からご連絡します。

(6) 共同して入札する場合、入札者ごとに「陳述書」を提出してください。

(7) 自己の計算において入札の申出をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札の申出をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

(8) 虚偽の陳述をした場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

4 入札書の提出

(1) 入札書提出用封筒には、入札書のみを入れ、密封してください。

また、入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。

(2) 「入札書」には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じた場合は、新たな「入札書」を作成してください。

(3) 一度提出した「入札書」は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して、2枚以上の「入札書」を提出した場合は、その「入札書」はいずれも無効なものとなります。

(5) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

(6) 共同して入札する場合は、専用の「入札書(共同入札用)」を使用し、併せて「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員からの「委任状」を提出してください。

(7) 入札書提出用封筒受領証が必要な方は、氏名（名称）及び送付先を記載の上、84円分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

5 買受適格証明書

公売財産が農地等の場合は、都道府県知事又は農業委員会の発行する「買受適格証明書」を提出してください。

IV 開札期日から代金納付までの手続

1 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者の決定及び公告

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載され

た価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

なお、最高価申込者の氏名及び最高価申込価額を公告します。

また、最高価申込者には後日、「不動産等の最高価申込者の決定等通知書」を送付します。

最高価申込者について確認したい場合は、売却決定日までに公売情報の「入札結果一覧」にてご確認ください。お電話にて公売担当にお問い合わせください。

公告終了後は、公表できません。

3 次順位買受申込者の決定及び公告

次順位買受申込者とは、最高価申込者が買受代金納付日時までに代金納付を行わなかった場合などに、その公売財産を買受できる権利を有する入札者をいいます。

次順位買受申込者の決定は、公売保証金の提供を要する公売財産で、以下の要件を満たした入札者に対して行います。

(1) 要件

イ 入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること。

ロ 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること。

ハ 上記の要件に当てはまる入札者から、開札の場所において次順位による買受けの申込みがあること。

なお、開札会場に申込みできる者がいない場合には、入札書に記載された連絡先に電話連絡の上、次順位買受申込みの意思確認をします（該当者には開札日時のおおむね正午までの間にご連絡します。）。

また、次順位買受申込者が2名以上いるときは、くじで決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定及び公告

次順位買受申込者の氏名及び次順位買受申込価額を公告します。

また、次順位買受申込者には後日、「不動産等の次順位買受申込者の決定等通知書」を送付します。

次順位買受申込者について確認したい場合は、売却決定日までに、公売情報の「入札結果一覧」にてご確認ください。お電話にて公売担当にお問い合わせください。

公告終了後は、公表できません。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合には、後日、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の提供した公売保証金は国庫に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。

(3) 追加入札の日時については、「追加入札の日程」をご確認ください。

5 警察への調査の嘱託

最高価申込者等の決定後、都道府県警察に対し、以下の対象者が暴力団員等に該当するか否かの調査の嘱託を行います。

なお、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付している者につい

ては、調査の囑託は行いません。

- (1) 最高価申込者
- (2) 次順位買受申込者
- (3) 「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載されている者
- (4) 上記(1)から(3)までの者が法人である場合は、その役員に該当する者

6 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者（無効含む。）が提供した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された預金口座への振込みにより、開札日から2週間程度で返還します。

なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金の納付をした後に返還となります。

また、暴力団員等に該当した者が提供した公売保証金は最高価申込者等の決定の取消後に返還となります。

7 売却決定

売却決定は、次のとおりに行います。

- (1) 最高価申込者が暴力団員等に該当しないことが認められる場合

公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

ただし、売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

- (2) 最高価申込者が暴力団員等に該当しないことが認められない場合

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

なお、次順位買受申込者への売却決定日時は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

ただし、次順位買受申込者が暴力団員等に該当することが認められた場合には、次順位買受申込者に対する売却決定は行いません。

8 買受代金の納付

売却決定後、買受人は代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合は、充当後の残額）を納付してください。

納付方法はⅢ入札手続の2公売保証金の提供(1)に同じとなります。

売却決定前に買受代金を振り込む方法により納付すると、その公売に係る国税が完納され、公売が中止となった場合には、その納付した買受代金は振込人が取戻手続を行う必要があります。その際の手数料は振込人の負担となりますので、買受代金は必ず売却決定後に納付してください。

9 売却決定通知書の送付

売却決定後、買受代金の納付が確認でき次第、「売却決定通知書」を送付します。

この書類は権利移転手続に必要な書類を請求する際に必要となることから、大切に保管してください。

万一、紛失されても再発行はできません。

V 権利移転手続

1 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。

ただし、農地等については、都道府県知事等の許可があったときに権利を取得します。

なお、買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

2 公売財産の引渡し

国は、引渡しの義務を負わず、明渡請求、動産の処理及び鍵の引渡しなどには関与しません。

3 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用は、以下のものがあり、買受人の負担となります。

- (1) 個人の場合は住民票抄本の取得費用
- (2) 固定資産評価証明書の取得費用
- (3) 郵送料（国税局・法務局・買受人間の郵送費用）
- (4) 権利移転登記の登録免許税
- (5) 農業委員会等での許可書または届出受理書の取得費用（農地の場合）

4 権利移転手続

買受人は、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。

(1) 提出書類

イ 住所証明書

個人の場合は住民票抄本

ロ 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は印紙

買受人に別途送付する納付書を使用して納付してください。

また、登録免許税額が3万円以下の場合、領収証書に代えて印紙でも構いません。

ハ 公売財産の固定資産評価証明書

公売財産所在地の市役所等の窓口「売却決定通知書」を提示して、申請してください。

ニ 郵便切手

460円分×3セット（合計1,380円分）

ホ 公売財産が農地の場合

都道府県知事・農業委員会の発行する権利移転の許可証又は届出受理書

公売財産所在地の農業委員会の窓口「売却決定通知書」を提示して、申請してください。

ヘ 登記識別情報の通知に関する確認書

最高価申込者になられた方に送付しますので、住所及び氏名の記載後、提出してください。

(2) 所有権移転登記

(1)に掲げる書類が国税局に送達された後、所有権移転登記の嘱託を行います。

登記完了には書類送達から約2週間程度の期間が見込まれます。

登記完了後、買受人のうち、送付を希望する方に「登記識別情報通知」を送付します。

登記識別情報通知には受領書と返信用封筒を併せて送付しますので、受領後、速やかに受領書の返送を行ってください。

5 契約不適合責任

執行機関（国）は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

VI その他

1 公売中止

次に該当する場合は、公売が中止となります。

なお、公売中止につきましては、公売情報又は公売担当にお電話にてご確認ください。

- （１）買受代金の納付の前に公売の原因となった国税の完納の事実が証明されたとき。
- （２）災害発生、感染症の流行などのやむを得ない理由が生じたとき。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定の取消し

次に該当する場合は、最高価申込者及び次順位買受申込者の決定を取り消します。

- （１）最高価申込者及び次順位買受申込者の決定後、売却決定前に、公売の原因となった国税の完納の事実が証明されたとき。
- （２）国税徴収法第 108 条第 2 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があった場合
- （３）最高価申込者及び次順位買受申込者（最高価申込者及び次順位買受申込者が法人の場合、陳述書に記載された役員全員を含む。）が暴力団員等に該当することが認められる場合

3 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- （１）売却決定後、買受代金の納付前に、公売の原因となった国税の完納の事実が証明されたとき。
- （２）買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- （３）売却決定後、国税徴収法第 108 条第 2 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があった場合

4 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分続行が停止される場合（不服申立てなど）があります。この停止している間は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

5 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の提供した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の提供した公売保証金は国庫に帰属し、その後 2 年間は公売への参加を制限します。

6 罰則

国税徴収法第 189 条の規定により、虚偽の陳述をした場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、入札者の名前でなければなりません。
- ※ 公売保証金の振込人と入札者とが異なる場合は、入札が無効になります。
- 2 公売保証金は、入札期間の満了までに下記の預金口座に入金済みとなる必要がありますので、「電信」又は「至急扱い」としてください。
- なお、振込手数料は、入札者の負担となります。
- ※ 1 入札期間の満了までに入金を確認できない場合は、入札が無効になります。
- 満了日までに振込手续を行っても、翌日取扱いとなった場合も同様です。
- ※ 2 振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を提供（振込み）してください。
- （記載例）「1 2 3－1 国税太郎」「4 5 6 7－1 0 株式会社納税商事」など
- 3 どの売却区分番号（入札を予定する公売物件）に係る公売保証金であることを明らかにするため、金融機関から交付された振込金受領書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付して提出してください。インターネットバンキングを利用した場合、振り込んだ旨を確認できる画面等を出力し、貼付してください。
- 公売保証金の入金を確認後、領収証書を郵送いたします。
- なお、公売保証金の提供後は、その取消し又は変更ができません。
- ※ 売却区分番号や金額を誤って振り込んだ場合は、改めて正しい公売保証金を振り込んでください。
- 誤って振込みをした分は下記 4 に併せて返還します。
- 早急に返還が必要な場合には、ご自身で振込みを行った金融機関に取戻手続を行ってください。その際の手数料は振込人の負担となります。
- 4 開札の結果、最高価申込者等にならなかった場合は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された預金口座への振込みにより返還します。
- また、別途「国庫金振込通知書」を郵送します。
- 5 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金 融 機 関	埼玉りそな銀行 さいたま新都心支店
	預金の種類	普通預金
	口 座 番 号	0 0 0 4 9 5 9
	フリガナ 名 義 人	カントウシエツコクゼイキョク 関東信越国税局